（届出概要説明資料）

|  |
| --- |
| 審議案件に関する概要 |
| 令和４年９月５日　第５部会提出 |
|  | 届出条項 | 大規模小売店舗立地法第５条第１項〔新設〕 |  |
|  | 届出日 | 令和４年１月28日 |
|  | 担当部署 | オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 |
|  |
| １　届出者 |
|  | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 住　　所 |  |
|  | NTT・TCリース株式会社代表取締役　成瀬　明弘 | 東京都港区港南一丁目２番70号 |  |
|  |
| ２　届出事項 |
|  | (1)店舗名及び住所 | ツルハドラッグ北見大通店北海道北見市西富町１丁目113-1　外 |  |
|  | (2)小売業者名、代表者名及び住所 | 株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩北海道札幌市東区北24条東20丁目１番21号 |  |
| (3)新設日 | 令和４年９月29日 |
|  | (4)店舗面積の合計 | 1,247㎡ |  |
|  | (5)施設の配置 | 駐車場の収容台数 | 43台 |  |
|  | 駐輪場の収容台数 | 12台 |  |
|  | 荷さばき施設の面積 | 27㎡ |  |
|  | 廃棄物保管施設の容量 | 7㎥ |  |
|  | (6)施設の運営方法 | 開店時間・閉店時間 | 午前７時から翌午前0時まで |  |
| 駐車場の利用時間帯 | 午前６時30分から翌午前０時30分まで |
|  | 駐車場の出入口数 | 出入口３箇所 |  |
|  | 荷さばき時間帯 | 午前６時から午後10時まで |  |
| ３　審査事項 |
|  | (1)駐車場整備等への配慮 | 指針必要駐車台数の整備 | 必要駐車台数41台　≦　設置台数43台 |  |
|  | 従業員駐車場等の整備 | 22台 |  |
|  | 駐輪場の整備 | 12台 |  |
|  | 来客車両等の入出庫方法 | 平面自走式　オペレーター無し |  |
|  | 搬入車両等の誘導 | ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 |  |
|  | 歩行者の安全対策 | ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで安全と円滑な自動車誘導を図る。・繁忙時には交通整理員を配置し、駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 |  |
|  | 交通整理員の配置 | ・繁忙時には状況に合わせて交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、適切な駐車場誘導を行う。 |  |
|  | 除排雪による堆積方法 | ・原則10㎝以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。・駐車場外周部等に一時的に堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。 |  |
| (2)騒音発生への配慮 | 昼間の等価騒音レベルの予測結果 | 予測地点 | 規制基準値 | 予測結果 | 評価 |
|  | １ | 60dB | 45dB | ○ |  |
|  | ２ | 60dB | 46dB | 〇 |  |
|  | ３ | 60dB | 47dB | 〇 |  |
|  | 夜間の等価騒音レベルの予測結果 | 予測地点 | 規制基準値 | 予測結果 | 評価 |  |
|  | １ | 50dB | 40dB | 〇 |  |
|  | ２ | 50dB | 37dB | 〇 |  |
|  | ３ | 50dB | 45dB | 〇 |  |
|  | 夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果 | 予測地点 | 音源の種類 | 規制基準値 | 予測結果 | 評価 |  |
| （敷地境界） | （住居壁際） |
|  | a１ | 空調機① | 50dB | 55dB | 41dB | △ |  |
|  | a２ | 空調機② | 50dB | 55dB | 41dB | △ |  |
|  | a３ | 冷凍機 | 50dB | 41dB | - | ○ |  |
|  | a４ | 排気① | 50db | 47db | - | ○ |  |
|  | a５ | 排気② | 50db | 47db | - | ○ |  |
|  | a６ | 排気③ | 50db | 47db | - | ○ |  |
|  | a７ | 排気④ | 50db | 47db | - | ○ |  |
|  | a８ | 排気⑤ | 50db | 47db | - | ○ |  |
|  | c1 | 自動車走行音 | 50dB | 54dB | 43dB | △ |  |
|  | c2 | 自動車走行音 | 50dB | 63dB | 43dB | △ |  |
|  | d1 | ドア開閉音 | 50dB | 56dB | 46dB | △ |  |
|  | d2 | ドア開閉音 | 50dB | 69dB | 46dB | △ |  |
|  | 荷さばき作業等の対策 | ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 |  |
|  | 附帯設備・施設等の対策 | ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 |  |
|  |  | 青少年等の蝟集等の対策 | ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 |  |
|  | その他の対応方策 | ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 |  |
| (3)廃棄物等への配慮 | 指針容量の整備 | 指針容量　5.810㎥　≦　設置容量　7.000㎥ |
|  | 保管場所の位置、構造等 | ・廃棄物保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 |  |
|  | 運搬・処理対策 | ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 |  |
|  | 減量化、リサイクル等 | ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 |  |
|  | 調理臭、悪臭の飛散防止 | ・生ゴミ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。 |  |
|  | その他の対応方策 | ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。 |  |
|  | (4)街並みづくり等への配慮 | ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。 |  |
|  | (5)防災対策への配慮 | ・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。 |  |
|  | (6)防犯対策への配慮 | ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして防犯を図る。 |  |
|  | (7)関係行政機関との協議状況 |  |  |
|  |  | 公安委員会 |  |  |
|  |  |  | 北海道北見方面北見警察署交通課 | 令和３年12月９日届出書案を提出し、計画概要を説明。北見警察署1. 国道側出入口は右折しないように案内してほしい。
2. 光西中学校が近く、生徒が通行するので、出入口には歩行者注意の警戒表示を設置してほしい。
3. 光西中学校に説明に行く方がよいと思われる。
4. 駐車場を監視する防犯カメラを設置できないか。

対応方針1. 出入口①及び②は左折入出庫を案内する。
2. 歩行者注意表示を設ける。
3. 光西中学校に直接説明に行く方がよいか教育委員会に相談する。
4. 外向きの防犯カメラを設置する。
 |  |
|  |  |  | 北海道警察本部交通部交通規制課 | 令和３年12月15日届出案を提出し計画概要を説明道警本部店舗西側の従業員駐車場に来客が駐車しないようコーンなどで空きスペースができないよう管理すること。対応方針　店舗西側従業員駐車場は来客が駐車しないようコーンなどで管理する。 |  |
|  |  | 地元市町村 |  |  |
|  |  | 北見市商工観光部商業労政課 | 令和３年12月９日届出書案を提出し計画概要を説明。関係各課に説明するように、とのこと。 |  |
| 北見市市民環境部環境課 | 令和３年12月22日届出案を提出し計画概要を説明。北見市1. 近隣には住宅もあるので苦情等が発生した際には真摯に対応すること。
2. 夜間・早朝に行う除排雪による苦情が懸念されるので除排雪の時間には配慮すること。

対応方針1. 万一苦情が発生した際には迅速に対応し適切な対策を行う。
2. 深夜・早朝に除排雪を行わないよう努める。
 |
| 北見市環境部廃棄物対策課 | 令和３年12月22日届出案を提出し計画概要を説明。指摘事項なし。 |
| 北見市教育委員会学校教育課 | 令和３年12月９日届出案を提出し計画概要を説明。光西中学校には教育委員会から情報提供を行う、とのこと。 |
|  | 道路管理者 |  |  |
|  | 北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所総務課 | 令和３年12月10日届出書案を提出し計画概要を説明。出入口①②の位置について相談した。北見事務所1. 出入口①②について了承する。
2. 敷地内雨水が国道に流出しないよう計画すること。
3. 植栽マス・排水マスについては申請時に協議する。
4. 電柱や歩道埋設施設等の管理者に確認し適切な施工をすること。

対応方針詳細については申請時に協議して指導に沿って進める。 |
|  |  |  | 北見市都市建設部道路管理課 | 令和３年12月10日届出書案を提出し計画概要を説明。出入口③の了承を得た。詳細については申請時に指導に沿って進める。 |  |
| ４　市町村、住民等の意見 |
|  | (1)市町村の意見 | 令和４年４月22日付け意見なし |  |
|  | (2)住民等の意見 | 意見なし |  |
|  |
| ５　道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見 |
|  | 意見なし |  |
|  |

別紙

答申（案）　ツルハドラッグ北見大通店

（答　申）

　この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理　由）

　この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

　届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第４条の指針に述べられている事項のうち、施設の配置について、来客用駐車場の右折入出庫に対して安全対策の不足を懸念する意見が出された。これに対して設置者は看板の設置により右折入出庫を制限するなど一定の配慮がなされており、当該地点の住民からの意見や苦情の発生がないことから、注視は必要だが「周辺地域における生活環境の保持に著しい支障を及ぼす恐れがある」とまでは言いがたい。

また、それ以外の事項については、適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

　北見市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

　これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

ただし、今後、地域住民などから、駐車場について入庫待ち渋滞や出庫時の駐車場内での滞留など生活環境保持に関する苦情や利便性に配慮した配置や管理に関する苦情の発生も懸念されるため、充分に配慮した運営に努める必要がある。

以上の点を申し添える。

|  |
| --- |
| 審議案件に関する概要 令和 4年 9月 5日　第5部会提出  |
|  |  届出条項  |  大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設] |  |
|  届出日  |  令和4年2月1日 |
|  担当部署  |  北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 |
| 　1　届出者 |
|   | 　氏名又は名称及び代表者の氏名 |  　　住所 |  |
| 北村林業株式会社　　　　　代表取締役　北村　昌俊 | 北海道十勝郡浦幌町字帯富97番地3 |
|  2　届出事項 |
|  | (1) 店舗名及び所在地 | （仮称）ツルハドラッグ浦幌店十勝郡浦幌町字住吉町65-40 |  |
| (2) 小売業者名、代表者名及び住所 | 株式会社ツルハ代表取締役　八幡　政浩札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 |
| (3) 新設日 | 令和4年10月2日 |
| (4) 店舗面積の合計 |  |  | 1,135㎡ |  |
| (5) 施設の配置 | 駐車場の収容台数 |  |  | 42台 |
| 駐輪場の収容台数 |  |  | 10台  |
| 荷さばき施設の面積 |  |  | 40㎡ |
| 廃棄物保管施設の容量 |  |  | 6㎥ |
| (6) 施設の運営 方法 | 開店時刻・閉店時刻　 | 午前7時00分 ～ 午後9時50分 |  |
| 駐車場の利用時間帯 | 午前6時30分 ～ 午後10時00分 |
| 駐車場の出入口数 | 出入口2箇所 |
| 荷さばき時間帯 | 午前6時00分 ～ 午後10時00分 |
| 　3　審査事項 |
|  | (1) 駐車場整　備等への　配慮  | 指針必要駐車台数の整備 | 設置台数42台≧必要台数42台 |  |
| 従業員駐車場等の整備 | 5台 |
| 駐輪場(自動二輪車含)の整備 | * 10台分設置
* 自動二輪での来客は極端に少なく、計画駐車場で対応可能
 |
| 来客車両等の入出庫方法 | 屋外に平面自走式、オペレーター無し |
| 搬入車両等の誘導 | * 配送業者が集中しないよう時間配分に配慮
* 一括配送等の実施により搬入回数の削減
 |
| 歩行者の安全対策 | * 出入口は見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し安全の確保
* 来客車両に対し各出入口に看板を設置し注意喚起。
 |
| 交通整理員の配置 | * 開店時や特別なセール等の繁忙期には、各出入口に配置し安全と円滑な誘導に配慮。
 |
| 除排雪による堆積方法 | * 降雪10㎝以上で実施し、店舗開店前までに終了させる。
* 適宜排雪し駐車台数の確保に努める。
* 公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しが悪化した場合は、その排雪にも務める。
 |
| (2) 騒音発生　への配慮 | 昼間の等価騒音レベルの予測結果 | 予測地点 | 環境基準値 | 予測結果 | 評　価 |
| 1 | 55dB | 39dB | ○ |
| 2 | 55dB | 40dB | ○ |
| 3 | 55dB | 42dB | ○ |
| 4 | 55dB | 40dB | ○ |
| 夜間の等価騒音レベルの予測結果 | 1 | 45dB | 32dB | ○ |
| 2 | 45dB | 30dB | ○ |
| 3 | 45dB | 30dB | ○ |
| 4 | 45dB | 29dB | ○ |
| 夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果 | 予測地点/音源の種類 | 規制基準値 | 予測結果 | 評　価 |
| a1 | 冷凍機 | 40dB(40dB) | 45dB(22dB) | △ |
| a2 | 排気② | 40dB(40dB) | 66dB(32dB) | △ |
| * 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の壁際では基準を満たす。
* （）内数値は直近住居壁際でのdB
 |
| 騒音問題の一般的対策 | * 従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を指導
* 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を設置
* 夜間時間帯の除排雪作業は実施しない
 |
| 荷捌き作業時の対策 | * 計画的な搬入による搬入台数の削減
* 搬入業者へのアイドリングの設定
 |
| 付帯設備・施設等の対策 | * 室外機は低騒音型を選定
 |
| 青少年等の蝟集等の対策 | * 駐車場出入口をチェーン等で閉鎖
 |
| その他の対応方策 | * 生活環境問題発生のおそれがある場合は適正に対応策を講じる
* 住民から苦情が発生した場合は店舗責任者が迅速に対応する
 |
| (3) 廃棄物等への配慮 | 指針容量の整備 | * 指針容量 5.320 ㎥≦ 設置容量5.760㎥
 |
| 保管場所の位置、構造等 | * 屋内密閉型で飛散はない
 |
| 運搬・処理対策 | * 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る
* 法や条例に基づき適切に処理
 |
| 減量化、リサイクル等 | * 古紙、段ボール、発砲スチロール等のリサイクルの徹底
 |
| 調理臭、悪臭の飛散防止 | * 調理臭の発生はない
* 在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める（商品はパッケージ包装のため悪臭の発生はない）
 |
| その他の対応方策 | * 生活環境問題の発生のおそれがある場合は店舗責任者が適正な対応策を講じる
 |
| (4) 街並みづくり等への配慮 | * 屋外照明、広告塔照明は「光害」が生じないよう敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度の抑え、営業時間終了後には消灯
* 立地する地域で街並みづくりが行われる場合は、阻害することがないよう調和を図る
 |
| (5) 防災対策への配慮 | * 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う
 |
| (6) 防犯対策への配慮  | * 閉店後の機械警備の作動及び施錠を徹底
* 自治会の防犯活動への適切な協力
* 所轄警察署との連携
 |
| (7) 関係行政機関との協議状況 |  |
|  | 公安委員会 |
|  | 北海道釧路方面池田警察署地域・交通課 | 令和3年12月15日計画概要について説明1. 営業時間終了後、出入口はチェーン等で封鎖すること

→承知した。1. 出入口については、原則左折入出庫ではあるが、交通量の少ない道路であるため、特段問題なし

→承知した。令和4年1月6日届出書案一式、交通量調査の結果等を説明○指摘事項なし |
|  | 北海道警察本部交通部交通規制課 | 令和4年1月25日計画概要について説明○指摘事項なし |
| 道路管理者 |
|  | 帯広建設管理部浦幌出張所 | 令和3年1月25日計画平面図等の概要について説明①植樹帯及び樹木の撤去については問題ない。ただし、撤去後の植樹及び樹木については、移植が基本ではあるが、施工時に再度確認を要する。　→承知した。②出入口低下部6.4m及び2本摺付けは了承する。新規出入口の歩道部構造は。重車両対応の層厚50cmとすること。出入口の位置は、隣接するニコット出入口からできるだけ離れるのが好ましいので低下部間隔を7本以上離し再検討すること。　→承知した。指摘事項通り、ニコット出入口から低下部間隔7本以上とする。 |
| 地元市町村 |
|  | 浦幌町産業課 | 令和4年1月7日計画概要につて説明○指摘事項なし |
| 4　市町村、住民等の意見 |
|  | (1) 市町村の意見 |  意見なし |  |
| (2) 住民等の意見 |  意見なし |
|  5　道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案 |
|  | 意見なし（R4.8.15付） |  |
|  |

別紙

（答申）

　（仮称）ツルハドラッグ浦幌店

（答　申）

　この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理　由）

　この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

　届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第４条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

　浦幌町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

　これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。